

第4回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成24年5月31日(木) 19時00分～20時46分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 福祉保健局長挨拶

3 報告

平成23年度における各部会の審議内容について

・里親認定部会

・子供権利擁護部会

・児童虐待死亡事例等検証部会

・専門部会(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)

4 議事

障害児施設等の施設及び運営基準について

5 今後の予定

(閉会)

4 出席委員

網野委員長、松原副委員長、石阪委員、石崎委員、磯谷委員、犬塚委員、大谷委員、
柏女委員、加藤委員、木村委員、高田委員、高野委員、吉田(康)委員、渡辺(象)委員、
秋山委員、今田委員、遠藤委員、小野委員、菅井委員、高塚委員、高橋委員、柗澤委員、
南山委員、武藤委員、村井委員、山口委員、山本委員、吉田(利)委員、渡邊(淳)委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 平成23年度における各部会の審議内容について

資料4-1 児童福祉審議会専門部会(児童福祉施設等の設備及び運営基準について)
における審議内容について

資料4-2 今回審議対象とする施設等種別の概要及び基準案について

資料4-3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)(厚生省令)

- 資料 4-4 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
- 資料 4-5 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
- 資料 4-6 障害児支援に係る児童福祉法改正の概要
- 参考資料 1 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例 中間まとめ）
- 参考資料 2 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（平成 23 年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書）
- 参考資料 3 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日付東京都公報抜粋）

○高際計画課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都児童福祉審議会を始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉保健局少子社会対策部計画課長の高際でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、現在 33 名でございます。本日、所用のため御欠席と御連絡を頂戴しております委員の皆様は、成澤委員、花崎委員、鈴木委員、中板委員の 4 名、御出席とお返事を頂戴しております委員の皆様は 29 名でございます。定足数に達することを御報告させていただきます。少々おくれにいらっしゃる委員の方がおられますけれども、始めさせていただきます。

最初に、お手元にお配りいたしております会議資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 委員名簿

資料 2 行政側名簿

資料 3 平成 23 年度における各部会の審議内容について

資料 4-1 児童福祉審議会専門部会（児童福祉施設等の施設及び運営基準について）における審議内容について

資料 4-2 今回審議対象とする施設等種別の概要及び基準案について

資料 4-3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）

資料 4-4 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

資料 4-5 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

資料 4-6 障害児支援に係る児童福祉法改正の概要

でございます。このほかの参考資料として机に置いておりますのが、参考資料 1、児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について、里親事例を検証いただきました中間のまとめです。

参考資料 2、先般、御提言を頂戴いたしました死亡事例等検証部会の報告書です。

参考資料3、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例。こちらは前回の本委員会で御承認を頂戴しまして、4月1日付で施行しているものになります。

以上の資料を置かせていただいておりますが、過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにあります赤いボタン、下の真ん中にございますが、こちらを押していただきまして御発言をいただければと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、1月5日に開催いたしました第3回本委員会の後、新たに御就任をいただきました委員の皆様について、資料1の名簿の順番で御紹介をさせていただきます。

初めに、吉田康一郎委員でございます。

○吉田（康）委員 吉田康一郎です。よろしくお願いたします。

○高際計画課長 続きまして、菅井敏文委員でございます。

○菅井委員 菅井でございます。よろしくお願いたします。

○高際計画課長 続きまして、吉田利巳委員でございます。

○吉田（利）委員 吉田でございます。よろしくお願いたします。

○高際計画課長 よろしくお願いたします。

行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしてございます。新しく加わった事務局職員、関係職員について、管理職のみ御紹介をさせていただきます。

【職員の紹介】(省略)

○高際計画課長 以上、新しい委員の皆様と行政側の職員を御紹介させていただきました。

それでは、ここで杉村福祉保健局長からごあいさつを申し上げます。

○杉村福祉保健局長 杉村でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

網野委員長をはじめ委員の皆様には、本当に日ごろから福祉保健医療全般にわたりましてさまざまな御理解、御協力を賜っております。まことにありがとうございます。特にこの審議会においては、保育、児童虐待という大変重い課題があるわけでございますが、その中でいろいろな議論、御提言をいただいております。併せまして御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今日は、せつかくのこの機会なので、一つ雑談になりますけれどもお話をさせていただきます。今日、この審議会の直前まで、私、認知症サポーター研修というのを受けておりました。サポーター研修を受けるとサポーターとして認定されて、こういうオレンジリングを渡されます。何でもこういうお話をすると、高齢対策の中で大変重要な認知症がオレンジリング、児童の分野で大変重い課題が児童虐待でオレンジリボンと、普及啓発に使っている色が同じオレンジだったということで。ただ、オレンジリングにしてもオレンジリボンにしても、都民にその趣旨がきっちり知られていなければつける意味がありません。都民だけではなくて、当然関係機関その他もあるわけですが、オレンジリボンにしてもリングにしても、それを広めるときに、一体どこまでその趣旨が理解されているかということが重要で、行政としてもPRをしていく必要があるわけでありまして。やはりこれからいろいろな課題が出てきて、こういうマークなどが増えてくる中で、行政としてもきっちりそういう趣旨の普及なりPRなりというのが必要なのではないかということ改めて感じたものですから、この場をお借りして発言

をさせていただきました。

それと、前回の児童福祉審議会については、今年の年明け早々1月5日に開催されたわけですが、その中で議事として児童福祉施設の設備及び運営基準についてということで御審議をいただきました。これは、御承知のとおり、さまざまな議論があったわけですが、特に保育所において基準を設けるといふものでございましたけれども、これはおかげさまで、議論をして一定の方向を出していただいて、東京都としても今回の第1回都議会定例会に条例を提案いたしまして可決をしております。

したがって、今後、その条例の中身を各区市町村に御理解をいただく、それと併せて児童福祉審議会において、条例が決まる前にどういう議論があったかということも含めて、今日は町田市長さんに御出席をいただいておりますけれども、これから各区市町村に十分説明をしていきたいと考えております。

もう一つ、非常に重い課題でございましたけれども、里子が死亡した事件がございまして、それに対して、児童虐待死亡事例等検証部会におきまして、さまざまな御審議をいただきました。そして、児福審が1月5日にあったわけですが、その後、1月17日に、まずは里親の死亡事例の関係で検証結果、中間のまとめということで公表をいたしております。その中でもさまざまな御提言をいただいたわけですが、我々としても、各児童相談所を含めてけんけんがくがくの議論をしながら、委員の皆様からいただいた御提言をどうやって実現していくかということとをさまざまな議論をいたしました。そして、もう御承知のとおりでございますが、里親支援機関事業について、これまで3か所でやっていたのを全児童相談所で行うとか、あるいは心理職の増員でありますとか、土曜日、日曜日の相談・連絡体制の強化でありますとか、現在できることについてはすべてやろうということで、現在も引き続いてさまざまな努力をしているところでございます。

児童虐待については、まだまだ死亡事例も含めて大変残念ながら発生しているということで、いろいろな事例について検証をやっていただいているわけですが、今月の22日には、死亡事例等4事例をかなり詳細に検証していただいた報告書を公表したところでございます。これについても我々として、この検証結果を十分踏まえて、改善できるところは速やかに改善をするということで取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、なかなか児童相談所だけでそれができるかということではそうでないわけでございます。その他のいろいろな関係機関との連携ですとか、あるいは地域での見守りをどうするかという課題について、現在、専門部会でこれも御検討いただいているところでございます。

今日は、そういった話についての報告もさせていただきますけれども、この児童福祉審議会につきましても、我々の局で数ある審議会の中でも、児童虐待、保育など大変重い課題がたくさんあるわけでありまして、委員の皆様には大変な御苦勞をいただいているところでございます。また、各部会の委員の皆様には、それに加えて非常にハードなスケジュールで御検討いただいております。まことにありがとうございます。

いずれにいたしましても、先ほども申しましたけれども、行政としても委員の皆様のお意見等を踏まえて、児童福祉という観点に積極的に立ち向かうというか、推進していきたいと思っておりますので、どうか皆様には今後とも是非よろしくお願い申し上げます。

今日は、本当にお忙しい中、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 それでは、この後の進行につきましては、網野委員長にお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 皆様、こんばんは。大変遅い時間、そしてお忙しい仕事の後、お集まりいただきまして、改めて感謝申し上げます。

今回の本委員会は、今期第4回目に当たります。先ほど、局長からのお話もありましたが、新年早々1月5日に開かれまして、その後、いろいろな進展、変化もありました。今日は、特に4つの部会の報告などを経て、今後の見通しなども含めていろいろ議論したいと思います。

それでは、会議次第に沿って進めていきたいと思ひます。

まず、3の報告事項です。平成24年度に入りまして最初の本委員会ですので、4つの部会から各部会の審議内容につきまして、それぞれ事務局から説明をしていただき、更にそれぞれの部会長の方から御意見、御感想を頂戴したいと思います。

それでは、早速進めたいと思ひます。事務局からお願ひいたします。

○栗原育成支援課長 育成支援課長の栗原でございます。

それでは、資料3「平成23年度における各部会の審議内容」についてごらんください。私からは、里親認定部会について御説明いたします。

里親認定部会は、知事が、養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、並びに親族里親の認定を行うに当たりまして、申し込みをいただきました家庭の適否について御審議をいただいております。

開催回数でございますが、過去5年、各年において2か月に1回、年に6回開催をしているところでございます。

審議件数につきましては、平成19年度から22年度が、おおむね年間100件前後諮問をさせていただいているところでございますが、直近、平成23年度に関しましては、4種別合わせまして130件諮問をさせていただきまして、審議の結果、適格が129件、再調査が1件という状況でございます。

また、5年間の合計でございますが、全体で510件諮問をさせていただきまして、審議の結果、適格が497件、不適格が2件、再調査が11件ということで御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長から、もしお話しいただければありがたいと思ひます。

○磯谷委員 里親認定部会の部会長をしております磯谷でございます。昨年度は、里親に関しては、里子が命を落とすという痛ましい事件が明るみに出ました。私どもの部会といたしましても、よりよい審議をするために、私たちに何ができるかを議論して、それを踏まえて審議をしているところでございます。

1つは、里親申請者御本人に書いていただく箇所をなるべく充実していただくとともに、申請者の方が施設での研修で感じたことや学んだことをお書きいただくことで、申請者のお考えや養育に対する姿勢などがあらわれるようにさせていただいております。現在では随分充実した内容になってきていると感じております。若干、申請者の方による記述が淡白な場合には、調査を担当する職員の方に人と成りを少し詳しく目にお話しいただくなどして対応しております。

もう一つは、結論として里親認定については適格であっても、委託に当たって留意すべき点や配慮すべき点などについてなるべくコメントを付するよう心がけております。例えば、御

家族に比較的幼いお子様がいらっしゃる場合などには、たとえ申請時には里子を受け入れることに積極的であるといっても、実際に受け入れる際には変わってくるということもございますし、里子が入ってくることで家族関係が複雑になる可能性もあると思われれます。そのような場合には、特に実子の状況などをよく踏まえて委託をするよう求めるコメントを付するなどしております。

また、私たちの議論が、言わば議論のしつ放し、言いつ放しにならないように、事務局には、里親家庭で問題が生じた場合にフィードバックしていただいて、私たちの議論を振り返ることができるようお願いをしております。

以上のようなことに留意をしながら、引き続き充実した審議ができるように務めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、次の部会、お願いします。

○中野次世代育成支援担当課長 次世代育成支援担当課長の中野でございます。

次のページを見ていただきまして、2ページでございます。私からは、子供権利擁護部会につきまして御説明いたします。

当部会では、名前のとおり、子供の権利擁護に関する案件につきまして御審議していただいております。

まず、開催回数でございますが、過去5年の回数を載せておりますが、平成23年度は12回開催をしております。

審議件数につきましても過去5年を載せておりますが、(1)の「児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない例」が、23年度は43件ございました。具体的な内容について申しますと、保護者の虐待等により、児童相談所が施設入所を適当と判断したケースで保護者が承諾しない場合に、家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置をとるか適否について御審議いただいております。

同じく、家庭裁判所の承認を得て、入所期間を更新することの適否を御審議いただいたものでございます。

そのほかに、専門的見地からの意見が必要であると児童相談所長が判断して御審議いただいたケースが1件ございまして、平成23年度審議件数は合計で44となっております。

次に、被措置児童等虐待の状況報告件数でございますが、23年度は、担当者が受理した件数としては31件で、そのうち調査報告済みのものが28件、差し引き2件は調査中でございます。

調査の結果、虐待に該当したのは6件で、その内訳といたしましては、社会的養護関係施設におけるものが5件、一時保護におけるものが1件でございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、松原部会長、いかがでしょうか。

○松原副委員長 部会長の松原でございます。

本来、権利擁護部会の部会長は、日本社会事業大学の高橋重宏先生だったのですが、今年の12月にお亡くなりになりました。ここで改めて御報告をし、哀悼の意を表したいと思っております。

審議内容でございますが、よく見られる事例の（１）の上の部分については、多くのケースが家庭裁判所への申し立てになります。その関係で、２年たちますと更新をするかどうかという時期になります。なかなかこういう家庭裁判所への申し立てをするケースについては、親権者へのアプローチも難しく、２年後にまた更新をするかどうかということで我々の審議に上ってくるケースが多くなってきているということで、権利擁護部会についても審議をしていくケースが今後も増えていくのかという気がしております。

審議については、各児童相談所の所長以下の方がお見えになって、さまざまな努力を払われたことについても御報告をいただき、各委員からも多様な御意見をいただいております。

それから、施設内あるいは里親での虐待についても、ごらんいただいたような件数になっておりまして、少し減ってはきているのですけれども、そういう子供たちの受け皿としての施設、里親等の虐待防止にも力を注ぐ必要があるかと思えます。

それから、これには出ておりませんが、今年度からは権利擁護部会はもう一つ役割が増えまして、いわゆる２か月を超えて親権者が同意をしていない、かつ２８条の申し立てをしていない一時保護について報告を受けていくということが役割に加わっております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

続きまして、次の部会、お願いします。

○西尾家庭支援課長 家庭支援課長の西尾から御説明いたします。

児童虐待死亡事例等検証部会報告でございます。

これにつきましては、１枚おめくりいただいて、A３ペーパーで２枚御説明をいたします。

まず最初に、「里親事例 中間まとめ」でございます。御案内のとおり、養育家庭宅で里子が死亡したという事例を踏まえまして、いろいろ御審議いただいております。

まず、認定から交流の過程についてでございますが、先ほど、磯谷部会長からもお話があったとおり、いろいろ御提言をいただいております。里親希望者の養育の考え方をしっかりと把握していくこと、里親認定部会の助言機能を強化すること、あるいは演習型研修の実施をしていくこと等々につきまして御提言をいただいております。

それから、マッチングから委託後の家庭におきましては、児童相談所がしっかり家族全体のアセスメントと援助を強化していくこと、心理面接など定期的な実施、その後のフォローをしっかりと行っていくこと、更には関係機関への訪問を行っていくこと等々を提言をいただいております。

そして最後に、下の右の「養育家庭に求められるもの」というところで、「地域に支えられた養育」ということで、「養育家庭は、社会的養護を担う公的な役割を自ら認識し、必要に応じて周囲の支援を受けながら、里子の最善の利益のために努力すること」等々の御提言をいただいております。

これが里親事例中間のまとめでございます。

次をおめくりください。次は、平成２３年度の死亡事例等検証部会の報告でございます。

２２年度で発生した５事例のうち３事例を検証、プラスして、２３年度上半期に起きた１事例を加えまして４事例を検証いただいております。

事例１につきましては、他県からの移管ケースでございます。２歳の男児が死亡し、母が逮捕されるという事例でございます。本事例は、他県において乳児院措置となっていたケース

でございますけれども、家庭引き取りとなりまして都内に転居して、その後間もなく死亡したというケースでございます。これにつきましては、他県児相からのアセスメントシートの基準に基づく判断がケース移管の際に行われていなかったというところ、それから、他県児相と都内の児童相談所が共同で家庭訪問等をしておりましたが、結果、子供に会えないということ、そうした課題を指摘していただきまして、改善策として全国ルールに基づく手続を徹底する。それから、子供の安全確認のための現認を速やかに行う、非常に基本的なところでございますが、こうした点につきまして御指摘をいただいております。

事例2につきましては、医療機関、子ども家庭支援センター、都児童相談所等のかかわりのある事例でございまして、乳児院措置とされていたゼロ歳の女兒が、措置解除から2週間後に非常に重篤なけがを受けて父親が逮捕されたというケースでございます。

当初、児童相談所は兄弟を加害者として想定して、保護者の虐待の可能性を軽視していた。それから、父親の人物像を十分把握できていなかったのではないかなど等の課題の御指摘を受けております。

改善策として、加害者の特定は慎重に対応していくこと、それから、人物像や家族状況を十分に把握すること、これも非常に基本的なところですが、この件につきまして御指摘を受けております。

事例3は子育てひろば、事例4については障害のある児童の死亡事例等について課題等改善策をそれぞれいただいております。

最後に、一番下のところでございますけれども、児童福祉司の増員と資質の向上、児童相談所の体制強化を図る、要保護児童対策地域協議会に関しては、ケースに応じて専門家を導入するなど柔軟に活用していくことも今後検討していくべきとの御提言をいただいております。

東京都といたしましては、こうした提言をいただき、児童相談所長会、あるいは子ども家庭支援センター長会で研修を図るとともに、各自治体の要保護児童対策地域協議会におきまして御報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましても松原副委員長、お願いいたします。

○松原副委員長 我々委員にとって死亡の事例を検証していくというのは、ある意味、非常に辛い作業を重ねてきております。タイトルにありますように、死亡事例ゼロを目指して、我々委員と児童相談所を初めとして関係機関との協力をしていきたいという思いでこの報告書をつくっております。

そういう意味で、報告書で提言したことが実際に実現されていくことが大切だと思っております。先ほど、杉村局長の方から、杉並の事例についていろいろ改革をしてきているというお話があって、そういうことが非常に大事なだろうと考えております。

先般出しました昨年度の検証報告についても、明日、東京都の児童相談所長の方たちのお集まりの中の研修で取り上げていただきます。各地域でもこういったものを教訓にしながら、勿論子どもが死ななければいいということではなくて、虐待そのものを防止していくということが大切ですが、子供の命をなくさないような形でさまざまな努力をしていく上で、この検証報告を役立てていただければと考えております。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、専門部会、お願いいたします。

○西尾家庭支援課長 続きまして、専門部会の報告でございます。「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて」でございます。A3ペーパーで御説明いたします。

この専門部会につきましては、大きな課題を3つに分けて審議をいただいております。第1の課題は、地域支援ネットワークについてでございます。昨年の10月、11月にこのテーマは議論をいただいております。例えば隙間のない連携のネットワークを作るには、あるいは、児童相談所と子供家庭支援センターなどの協働体制のすき間について、医療、教育部門との連携が十分ではないのではないか、在宅のハイリスク家庭、再統合家庭への支援が十分ではないのではないか等々の課題について議論をいただいております。

「検討の視点と解決の方向」でございますが、特定妊婦の対象の特定、早期の把握、支援の在り方を具体的に定めるべき、あとは、児童相談所と子供家庭支援センターが共有に使えるようなガイドラインを策定すべきではないかということ、それから、医療機関向けの研修や教育と福祉部門の橋渡し役の充実等々が大切ではないか、ということで御審議をいただいております。

真ん中の課題2についてでございます。「地域における未然防止策、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」のところでございます。今年の2月、3月に御議論をいただいております。

内容といたしましては、子育て不安群（虐待予備群）への支援が十分ではないということ、それから、要支援家庭をより確実に早期に発見するには、それから、子供の成長に合わせたライフステージを通じての関係機関の連携が十分図られていないのではないか等々の視点について議論をいただいております。

解決の方向のところでございますけれども、地域の実情に応じた取組みの促進（区市町村包括補助事業を活用）、今、私ども少子社会対策部で持っている補助事業でございますが、こうした事業を通じて区市町村の相違工夫を支援すべきということ。それから、地域における虐待防止支援プランの推進、これは、より在宅支援を強化するためのプランニング等のプログラムをした開発も必要なのではないかということ。あとは、福祉部門と母子保健部門との連携ということで、母子保健事業を通じた虐待未然防止・要支援家庭の早期発見支援の取組みの促進、ここは基本的なところでございますが、ここを促進すべきという御議論をいただいております。

課題3でございますが、相談援助部門、児童相談所や子供家庭支援センターなどの相談援助部門の機能強化でございます。

課題につきましては、児童福祉司及び児童心理司の人員が東京都においては全国平均に比べて大きく下回る現状。それから、経験年数の少ない児童福祉司が多数を占める現状等々を踏まえまして、今まさに議論をいただいているところでございます。

「検討の視点」でございますが、緊急提言といたしまして、実は昨年の8月に、こここのところは先行して提言をいただいております。「児童福祉司、児童心理司のさらなる増員を図ること」ということで、これは24年度に児童心理司のところ定数11増が実現をしております。それから、医療、保健の専門性を有するコーディネーター役等々といたしまして、24年度に児童相談所に保健師を3児相に配置しております。そのほか、警察OBの方を10児相に配置しております。

こうした緊急提言のほかに、今まさに児童福祉司、児童心理司の適正配置、それから、研修のところOJT、Off-JTを効果的に組み合わせた研修体系の在り方等々について御議

論をいただいているところでございます。夏を目途に提言をいただく予定でございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

これにつきましても、松原部会長、お願いいたします。

○松原副委員長 ちょうど専門部会での議論が最終コーナーに差しかかっております。ハード、ソフトの面でさまざまな議論をしてきておりますが、ちょうど3本柱を一度俯瞰をして、横糸を通すような作業も必要になるのかなと考えております。

事務局の方から夏を目途というお話がありました。この専門部会の報告書をまとめて、いずれまたこの審議会に御報告ができるような形でまとめてまいりたいと思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

それぞれの部会の部会長、委員の皆様、熱心に御討議いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様方、何か御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○磯谷委員 1つよろしいでしょうか。磯谷です。

子供の権利擁護部会の関係でお尋ねしたいのですが、先ほど、松原委員の方からもお話がございましたが、今年度から一時保護で2か月を超えて、かつ、親権者の同意が意に反する場合で、また、法的な申し立てをしていないという場合に審議をするということですが、これについては、もうちょっと具体的にどういうふうな形で、例えば持ち回りでやるとか、あるいは会議を開くとか、あるいはめり張りをつけるとか、何か決まっていることなどがございましたら少しお教えいただきたいと思います。

○松原副委員長 東京都の場合、こういうようなケースは非常に多いということで、最初の2か月を超えるところについては、児童相談所直接ではなくて、事務局にとりまとめて御報告をいただくという方式をとっております。その後更に長引くようであれば詳細な説明が必要だと考えておりますので、個々の児童相談所においていただくというやり方を1点とっております。

4月はまだ1か月ですので2か月超はありませんで、今月の権利擁護部会が初めてでございました。実は、出てきた事例の中には、既に我々権利擁護部会の方で28条申し立てが適切であるという判断をいたしまして、手続をしているところというようなものがかなり多く見られました。その点については、権利擁護部会当日に整理をさせていただいて、それは一旦我々の方で判断をしておりますので、1か月遅れ程度のことであれば、詳しい説明も事務局からは結構ですということにして、申し立てが2か月、3か月遅れている場合に少し御説明を伺うことにいたしました。それから、審議会にかかっていない、今後かける予定であるというようなものについても、少し詳しくお話を伺うということで、今のところ整理をさせていただいております。今後事例が増えていくにつれて、もう少しやり方の工夫ができるかと考えております。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○武藤委員 武藤です。

里親認定部会と併せて、里親で死亡事例があったということなのですが、1ページの里親認定部会のところで、23年度は130件の諮問をして、適格が129件ということで、言わばほとんどが認定をされていると認識しております。

今回の里親での死亡事例なんかを見て、この中間のまとめ等々で出されていますけれども、認定の段階でももう少し詳しい書き方だとか調査だとか、そういうところも今後行うのかどうか。なるべく認定のところは認めて、未委託のところは割と多いということなので、そこは児童相談所が委託するときには詳しく最終的に判断するということになると思うのですが、そのところが今回、死亡事例等々のことで少しやり方等々を変えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○網野委員長 もしありましたらお願いします。

○磯谷委員 先ほどの御質問ですけれども、少し御説明もいたしました。今回の件、詳しい事実関係についてはまだいろいろわからない部分もあるようですけれども、私どももいろいろ考えた上で、まず認定の審議についても、当然ながら、できるだけ充実してやっていきたい。そのためには、ある程度きちんとした資料が必要だという中で、先ほどのように申請者の方に書いていただくことを充実してもらったり、施設でどういうことを感じたかというところを書いてもらうことによって、一層生き生きとしたといいますか、そういった感覚がつかめるように工夫をしているところです。

ただ、勿論そういうふうには認定の段階でも慎重にさせていただくとはいえ、その場ですべて何かわかるということでもないわけですので、やはり私どもが認定のときに議論をして、例えばこういう懸念があるとか、この点は留意すべきだということをきちんと現場に伝えるということがもう一つ重要なのだらうと考えているわけです。そういう中で、先ほどのコメントを付するという工夫をさせていただいた。

それから更に、適格だと認定をしたものが、結局大丈夫だったのかどうかということも非常に重要でして、それが最後に申し上げたフィードバックの問題、そういうふうには全体をしっかり連携をさせて、できるだけそれぞれの場面で工夫をして進めていきたい、こういうふうには考えているところです。

あとは事務局の方で何か補足があれば、おっしゃっていただければと思います。

○栗原育成支援課長 今、御説明がございましたけれども、まず認定に当たりましては、認定申請書の中に、例えば里親を希望する動機、養育の考え方などについて、調査と併せてより具体的に詳細に記入をしていただくような書式に変更しております。

それから、これもお話がございましたが、認定前に研修をするわけがございますけれども、その研修について振り返りといいますか、研修をしてどのように感じ、また、何を持って帰ったのかということについてレポートを書いていただき、そのレポートにつきましても認定部会に提出をし、御審議をいただく資料として用いているところでございます。

以上でございます。

○網野委員長 今の件、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○渡辺(象)委員 東京都医師会としては、乳幼児保健委員会というのをつくって去年より検討しているのですが、専門部会の中の課題2、上の方の真ん中ですが、「要支援家庭をより確実に早期発見するには」という項目がございますが、そこに2つありますけれども、「健診など母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見について、十分工夫ができていますか」、また、「妊婦健診未受診者、特定妊婦へのアプローチは図られているか」ということに関しま

して、特にその解決の方法とか具体的なことは図られているのでしょうか。

○河合事業推進担当課長 部会の方で御審議をいただいておりますけれども、健診ですとか母子保健事業、乳幼児健診等の際には、御家庭の事情ですとか保護者の状況がどうなのかということをご各区市町村で工夫して情報把握をしていただけるようにしてございまして、その区市町村がどういう取組みをしているかということをごこちらの方では調査をして、資料として情報提供をさせていただきます。

○渡辺（象）委員 ありがとうございます。

○網野委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

むしろ深刻化していると思えるような状況がいろいろ広がっていますが、特に親権者、保護者との関係、それから、それぞれの専門の分野での連携というようなことがそれぞれの部会の報告の中からも浮き上がってきているかと思えます。今後また定例的に部会を開いていきますので、更に検討を深めていきたいと思えます。

それでは、報告事項を終えまして、次の議事に入りたいと思えます。

「障害児施設等の設置及び運営基準について」ですが、これが前回の本委員会では、児童福祉施設の設備及び運営基準について審議いたしました。今回は、そのうちの障害児施設等の設置及び運営基準を議題としております。それでは、この件につきまして事務局からお願いいたします。

○高際計画課長 障害児施設に関しましての審議に入らせていただく前に、前回の本委員会で御承認を頂戴いたしまして、本年4月1日から施行してございます条例につきまして幾つか御報告をしたいと思えます。

内容は、参考資料3として「東京都公報」をお配りしてございます。こちらは上段、下段がございまして、下段のちょっと左側から「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。」ということで内容を記載させていただいております。

裏面を見ていただきますと、上段の真ん中よりちょっと右側から第1条が始まってございまして、こちらでまず趣旨に触れてございます。ちょっと戻りますが、条例の名称を最低基準にするのか、国が示しておりますように「設備及び運営の基準に関する条例」とするののかということで御意見を頂戴しておりました。制定させていただきました条例の名称は、今ごらんいただきましたとおり、「設備及び運営の基準に関する条例」となっております。

こちらの最低基準につきましては、第1条の「趣旨」のところ、この条例の趣旨は、都における最低基準を定めるものであるということで書かせていただいております。

また、このほか、上段の左側にございますけれども、第4条で、「知事は、最低基準を常に向上させるよう努める」という文言を入れてございます。

詳細な説明は省かせていただきますが、後ほどごらんいただければと思えます。御審議、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事となっております「障害児施設等の設備及び運営に関する基準」につきまして、所管しております障害者施策推進部より御説明をさせていただきます。

○土本居住支援課長 障害者施策推進部居住支援課長、土本でございます。

それでは、本委員会で御審議いただきます内容につきまして、資料4に基づきまして御説明申し上げます。

資料の構成でございますが、資料4-1から4-6までの6種類でございます。まず、資料4-1が、児童福祉審議会専門部会における審議内容でございますので、これを中心に御説明させていただきます。

資料4-2は、今回御審議をお願いいたします施設等種別の概要及び基準案でございます。資料4-3、4-4、4-5は国が定めた省令でございます。

資料4-6は、本年4月1日から児童福祉法の改正の障害児支援部分の概要でございます。まず、資料4-1をごらんいただきたいと思います。

本年3月27日に開催されました専門部会におきまして、事務局から御説明申し上げました内容と各委員から頂戴した御意見などについて、これによりまして御説明いたします。

1ページは、当専門部会の設置の背景となる国の動きなど、これまでの経緯についてまとめたものでございます。まず上から、平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことから、児童福祉法の改正がなされまして、都道府県等が児童福祉施設等の整備及び運営について条例で基準を定めることとされました。また、都道府県が条例を定める基準につきましては、従うべき基準、標準、及び参酌すべき基準の3種類を別途省令で規定することとされました。

その後、23年11月に専門部会が、24年1月に本委員会が開催されましたが、障害者施策につきましては、法改正に伴う関係省令公布後に審議を行うこととされました。

平成24年2月3日に都道府県の条例対象となる基準を定める障害児施設等の設備及び運営に関する基準を定める省令が公布されました。

ここにごございますように、施設基準としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準でございます。指定基準としましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準と、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準でございます。この3本の省令を基準といたしまして条例制定を行ってまいります。これは資料4-3、4-4、4-5がそれぞれ基準の抜粋でございます。

下に参りまして、この省令の公布を受けまして、本年3月27日に専門部会を開催させていただき、障害児施設関係の児童福祉施設の設置及び運営に関する基準につきまして御審議をいただきました。

2ページをごらんいただきたいと思います。2として「専門部会での審議内容」を4ページにかけて記載してございます。

まず、(1)として、今回審議いただく施設等を記載してございます。「障害児通所支援」としまして、福祉型と医療型の児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つでございます。

「障害児入所支援」として、福祉型と医療型の障害児入所施設の2つでございます。

次に、(2)といたしまして、国が定める都道府県が「条例化する際の基準設定の類型」でございます。

まず、①「従うべき基準」がでございます。これは条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございます。当該基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないというものでございます。人員配置基準、居室床面積基準及び人権に直結する運営基準等がこれに該当いたします。

次に、②の「標準」でございますが、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつも、合理

的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるものでございます。これには、利用定員に関する基準が該当いたします。

また、③に「参酌すべき基準」がございまして、これは、地方自治体が十分参酌した結果としてであるならば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでございます。内容につきましては、①、②以外の設備及び運営に関する基準が該当いたします。

次の(3)「条例と規則の構成」でございまして、「施設等に必要とされる設備や運営に必要な職員などの基本的な事項」については条例で規定し、規則では「条例を補完する詳細な事項」について規定をしていく予定でございまして。

3ページをごらんいただきたいと思います。今回設置いたします障害児施設関係の施設基準につきましては、第1章に総則として児童福祉施設全般に関する事項を規定いたしまして、次章以降において施設種別ごとの章立てをしてまいります。また、指定基準につきましては、第1章に総則として指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の全般に係る事項を規定いたしまして、次章以降において施設等種別ごとの章立てといたしまして、人員、設備、運営に関する基準を規定する予定でございまして。

次に、(4)の「基準案」でございまして、先ほど1ページで御説明いたしました本年2月3日に国から提示されました3つの基準省令に示されました基準に基づいて条例を規定していきたいと考えてございます。

理由を御説明する前に、まず、本年4月1日に児童福祉法が改正されまして、障害児支援の強化が図られましたので、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入りますが、資料4-6を御用意いただければと思います。

1ページ、一番上の部分でございまして、「障害児支援の強化」とありまして、改正のねらいは、表題の下にございまして、「障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにする」ということと、「年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるように質の確保を図る」というものでございまして。

このポイントは、黒四角の4つでございまして、1番目に「障害児施設の一元化」でございまして。これまで障害種別で分かれていた従来の障害児施設を、通所による支援については「障害児通所支援」、入所による支援については「障害児入所支援」にそれぞれ一元化を図ってございまして。

2番目のポイントが、障害児通所支援の実施主体を市町村に移行しておることとございまして。

3番目のポイントが、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設でございまして。

4番目のポイントが、在園期間の延長措置の見直しということとございまして、18歳以上の障害児施設入所者に対しまして、自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた支援を提供することをねらいとしてございまして。

2ページをごらんいただきたいと思います。改正法により障害児施設の事業体系でございまして。左側から右側の方へ変わることとございまして、右下の点線で囲っている部分でございまして、18歳以上の方につきましては、自立支援法に基づく障害者施策、成人のための施策による対応となります。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。障害児施設・事業の一元化のイメージでございまして。左から右の方に種別ごとに分かれていた施設体系について、通所と入所の利用形態の

別に一元化されているということでございます。

4 ページ目をごらんいただきたいと思います。福祉型障害児入所施設のイメージでございます。

次が、5 ページ目をごらんいただきたいと思います。医療型障害児入所施設のイメージでございますが、一番右上のところに「重症心身障害児支援」がございます。これにつきましては、継続的な長期療育が必要であるということでございますので、そこに書いてございますように、「児者一貫した支援」ということで、児童福祉法と障害者自立支援法に分かれるものの、そのために、まず重症心身障害児支援であるとともに、18歳以上の方の療養介護の対応も行っていく児者一貫した支援を行っているところが大きな特徴となっております。

先ほどの資料4-1の3ページにお戻りいただければと思います。

(4)「基準案」でございます。今、御説明いたしましたように、児童福祉法の改正に伴いまして、障害児施設等は障害種別に分かれた施設体系から通所、入所及び医療の提供の有無により再編がなされたところでございます。国では、新たな基準省令におきまして、施設や事業所が円滑に移行できるよう、従来の基準を基本としつつも、障害種別の一元化により、障害の種別にかかわらずさまざまな障害に対応できる上、重複障害などにも対応できるようになるなど、障害児の状態に応じて柔軟に対応できる仕組みとしてございます。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、基準案につきましては国基準に基づき条例を規定していきたいと考えてございます。

次に、(5)といたしまして、今回の審議対象となります施設等種別の概要と基準案についてでございます。資料4-2をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目、まず表をごらんください。一番上が「施設等種別」になってございまして、次に「根拠条文」、「施設の目的又は支援の内容」、「都内施設・事業数」、「法改正前の施設等種別」が記載されております。表則は上下で、通所支援と入所支援に分かれてございます。後ほど御参考にごらんいただければと思います。

なお、「施設等種別」のうち、ちょっと黒く囲った部分でございすけれども、改正後の児童福祉法において、児童福祉施設に位置づけられているものは福祉型と医療型のそれぞれの児童発達支援センターと、下の方に参りまして、福祉型と医療型の障害児入所施設ということでございます。これにつきましては、参考としまして2ページに都内施設一覧を表示してございますので、見ていただければと思います。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページ以降の表は、基準省令に示された内容を施設種別ごとにまとめたものでございます。この3ページの表は、ページの一番上に記載してございますように、福祉型児童発達支援センターについてのものでございますが、例としてこの表で御説明をさせていただきます。

まず、一番上の表題をごらんいただきたいと思います。左から右に項目、次に分類としまして、先ほど資料4-1の2ページで御説明しました条例化する際の基準設定の類型、すなわち従うべき基準、標準、参酌すべき基準のいずれであるかというのをここに示してございます。

次に、都条例及び規則に定める基準案をそこに記載してございます。

そして、一番右側に国の省令における施設に関する基準か、指定に関する基準かを示してございます。これは、表のすぐ上のところに該当基準欄の標記として具体的な省令の名称を記載してございます。

例えば、この表の項目、一番上の「基本方針」でございますが、これは条例化の基準の類型としましては参酌すべき基準というふうにされてございます。そこでは、次に記載のとおり基準案が記載してございますが、その右に該当基準として指定の「指」と書いてございます。表のすぐ上のところがございますように、この指定の「指」というのは児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づくものということになります。

そこで、この資料をそのままにさせていただきまして、資料4-4をごらんいただきたいと思います。これが先ほど申し上げました、これにかかわる国の省令ということでございます。該当基準の抜粋でございます。

1ページ目をごらんいただきまして、少し下のところに「目次」がございます。目次の3番目に「基本方針」となっておりまして、第4条が該当箇所ということでございますので、4ページを開いていただきたいと思います。4ページの上から3段目に第2章第1節「基本方針」で第4条として文言が記載されておりますが、この第4条の記載に基づき、全く同じ文言ではございませんが、ほぼ同様の内容を先ほどの4-2の3ページに記載してございます。このように、ほかの部分についても都の条例及び規則は、国の基準に基づき規定するというところでございます。

それでは、もう一度、資料4-1の3ページに戻らせていただきたいと思います。

今申し上げましたことで、(5)「施設等種別ごとの基準案」でございますので、これで説明を終わらせていただきます。

次に、(6) 専門部会における御意見と審議結果につきまして御説明申し上げます。

3月27日の専門部会では、さまざまな意見を頂戴いたしました。主なものをとりまとめましたので、この場で御紹介させていただきます。

まず、①として、都が定める条例・規則の内容について御意見を頂戴いたしました。まず、1つ目の丸の2行目にありますように、「児童の支援と家庭基盤の支援は相関関係にあり、家庭の支援も重要となる」ということと、2つ目の丸の3行目以下にございますように、「今回の国基準と都基準案では、児童の特性を把握する、心理アセスメントや発達検査を行うための職員配置がなされていないようである」ということで、最後の2行にございますように、「親支援も含めたサポートができるような職員配置を期待したい」という御意見をいただいております。

次に、「児童指導員の位置付けについて」でございます。児童発達支援管理責任者の配置によって、児童指導員の役割があいまいになることを懸念している。児童指導員の位置付け及び資格要件を明確にしてもらいたいという御意見をいただいております。

更に、4ページ目、「重症心身障害児の施設入所について」でございます。2行目にございますように、重症心身障害児施設への入所につきましては、待機している重症心身障害児は在宅で生活している。保護者の負担を考慮して、重症心身障害児施設の定員増にも努力してもらいたいという御意見をいただいております。

その下、「その他」としまして、社会的養護施設では、国基準の人員配置基準の変更が平成25年4月に予定されており、専門部会を引き続き開催し、都としての望ましい設備や運営基準を検討してもらいたいという意見をいただいております。

このほかに多くの貴重な御意見を頂戴しまして御審議いただき、専門部会におきまして、事務局から御提案させていただきました基準案について御了承をいただいたところでござい

ます。

次に、3としまして「今後の予定」についてでございます。

本日、御審議をいただきまして、その結果を踏まえ、東京都において条例及び規則の立案を行ってまいります。

条例・規則の施行でございますが、平成25年4月1日に施行できますように立案作業を進め、都議会へ条例案を提出したいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、この部会についてとりまとめでいただきました柏女部会長、御感想、御意見を願います。

○柏女委員 柏女です。

前回の児童福祉施設の設備及び運営基準の専門部会に引き続いて、障害児施設等の設備及び運営に関する基準についても部会長をさせていただきました。児童福祉施設の設備及び運営基準については、昨年度ですが、今年の1月5日に本委員会で御報告をさせていただきました。今回は障害児部分ということになります。障害児部分についての大きな特徴は、今、縷々御説明がありましたように、認可の基準と指定基準の両方が相まって、言わばダブルスタンダードというのは変ですけれども、2つの基準があって、それをカバーしていくということがとても大切になりますので、ちょっとわかりにくいところがあったかと思えます。

この審議をするために、従来、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準でしたので、委員の方はほとんど、言わば狭義の児童福祉分野の委員がほとんどだったわけですけれども、今回は菅井委員と吉田委員、障害関係の委員の方に臨時委員として、この児童福祉審議会の専門部会にお入りいただきました。そして、実情等についても説明をしていただきまして議論をさせていただきました。

議論の中での詳細については、今、報告がございましたので省きますけれども、特に、例えば乳児院等々では、障害を持った重症心身障害の子供たちが入所しているような状況もありまして、その子供たちの行き場がないのではないかということで、障害関係の施設の実情についてももう少し待機を減らせるように進めていってほしいという強い意見がございました。

具体的に言えば、今、600人の待機が障害関係で、特に重心関係ではいるけれども、年に10人ほどしか入れないということであれば、待機の解消に60年かかる。それを待っている状況の中で、児童関係の施設で、そうした子供たちが行き場を失っている、それを何とかしていくことが大事なのではないかといった切実な意見もございました。

それから、今、御説明がありましたように、家庭支援専門相談員ですとか、あるいは心理職の配置等が十分ではない。児童関係の狭義の児童福祉施設に比べて十分ではないといったところも今後強化していく必要があるのではないかという意見も出されました。

ただ、今、事務局の方からお話がありましたように、この4月から新しいシステムが施行されていて、そして今、施設種別を統合するというさなかにあるということで、ここに更に上乘せをして心理職を配置したり、あるいは家庭支援専門相談員を配置したりしていくことは考えなければいけないことだけれども、今はこの国の基準を都の基準として余りぎりぎり縛ってしまわないでやっていきたいということでございましたので、それを委員一同、了承させていただきました。

ただ、そうはいつでも、今後この基準をさらに上げていくことについては議論をしていく必要があるということで、今回の基準ができたからといって、この部会を閉じてしまうことなく議論を続ける場をこの中に用意しておくべきではないかといった強い意見も出されておりました。

そんなことをごさいますて、今後も充実をさせていくべく議論を付したいという旨をこの委員会の方にお伝えをさせていただきまして、私からの報告とさせていただきたいと思ひます。

なお、この専門部会に障害児関係の委員の方々が臨時委員としてお入りいただき、今日も障害の立場から、この児童福祉審議会にお入りいただいているということについては、非常に貴重なことではないかと思ひます。国の方では、そんなことは幾ら主張してもできなかったわけですけれども、都の方でやっていただいたということについては敬意を表したいと思ひます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

児童福祉施設のほかの条例の案については既に審議が済んでおりましたが、国の関係省令の公布がくれたということで、先ほど来の御説明の趣旨でこの部会が開かれ、先ほどのような内容でまとまった次第ですが、本日はこの障害児施設の関係での設備・運営に関する基準について御意見をいただき、決定したいと思っております。

それでは、御報告いただいた内容につきまして、皆様から御意見などいただければありがたいと思ひます。いかがでしょうか。あるいは、特に障害児関係のことで新しく委員にかかわっていただいた方々もおられますので、もし更に御意見などをいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○菅井委員 菅井でございます。せっかくの機会ですので、一言だけ補足させていただきたいと思ひます。

障害児関係につきましては、特に国の動きの方が、柏女先生のお話のとおり、新しくできた通所系の、例えば児童発達支援センター等では、新しくまたそれに伴う形で設備、人員の基準等ができたわけでございますけれども、古い体系といいますか、障害児の入所施設等につきましては、とりあえずそのままという形になってきておりますので、これについてもお話のとおり、心理職の配置の問題等々、不足している部分といいますか、特に障害児については家庭環境が難しい方が多く入所しておりますので、そういう意味でも必要だなというふうに改めて思っているのですけれども、そうした動きを含めまして、国の方は平成30年まではひよっとしたら動かないのかなという思いがございます。と申しますのは、障害児施設については、障害児施設でいくか、それとも児者併設型の施設でいくか、成人施設にいくかという、このあたりの選択がはっきりして動き出すのは平成30年というふうになっておりますので、その意味では、国が新たな設備基準が動かないままでいってしまっているのかという思いがございます。

一方で、児童養護の関係につきましては、国の方の審議会等で、例えば人員の配置基準等を見ますと、小規模ケアの対応を含めまして、3対2から2対1が本当は望ましい水準なのだという資料も出たりしております。そうしたことを見ますと、障害児の方は大分おけているかというふうに思ったりもいたしますし、その意味では、国が動かないような場合には、東京都の方もできるだけ早目に東京都としての障害児の標準型のサービスみたいなものをイメージした形での設備、あるいは人員の基準みたいなものができ上がってくれば、本当に私たちとし

てもやりがいがあるというふうに思っております。

一言だけなのですが、ちょっとつけ加えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○武藤委員 単純な質問なのですが、国の方の基準で参酌だとか従うべき基準だとかいう表が資料4-2にあるのですが、これは東京都のということではないのですが、
「設備基準」で「調理室」のところに「従」と「参酌」と分かれていると思うのですが、
児童養護なんかは、調理室というのは命にかかわる問題だから、権利擁護のところでは従
うべきに入れているのです。このところで2つあるというのは、どういう意味なのでしょう
か。単純な質問で申し訳ありません。

○土本居住支援課長 今の御質問のところでございますけれども、それぞれの施設基準と指定す
る基準というものがございまして、それぞれに基準が設置されております。それに基づき、そ
れぞれの基準の中で、それぞれにつきまして規定がなされているということでございます。施
設の方は、基準というのは最低基準ということでございます。指定基準の方で参酌すべきとい
うことでございます。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

お願いします。

○石崎委員 障害ということで委員に入っているわけではないのですが、小児科の石崎と
申します。

日常的に発達障害、あるいは重い障害のお子さんを見ている立場からちょっとお聞きしたい
と思います。子供から成人まで拝見しているのですが、医療型の施設に対して児者一貫
した支援というのは、私ども小児神経学会という学会が結構重症心身障害を見ている関係で主
張してきたことで、環境が変わって体調が崩れることもあり、継続した支援をと主張してお
って、これがかなえられていくのは喜ばしいことだと思っているのですが、福祉型の場合
に、これですと18歳以上の入所者も大人になっても引き続きということだと、イメージとし
ては児童障害児施設をやっている施設が引き続き大人の方も見て、新しくつくっていくとい
うことなののでしょうか。今、特別支援学校などは随分充実しているので、障害児として施設に長
期入所という人は昔よりは少なくなっているのですが、現実に入りたい方もいるので
すが、ずっとそういうところに成人がいて、新たな入所需要をまた満たせなくなることもあ
ると思うのです。そうすると、また広げていくということイメージしているということなの
でしょうか。国はまだ動かないらしいということなのですが、そういうふうに思っ
てよろしいのでしょうか。

○芦田障害者施策推進部長 障害者施策推進部長の芦田です。

福祉型の入所支援は、旧知的障害児の入所施設ですが、現在も加齢児、18歳以上の
子供が4割ぐらいを占めているという状況です。

先ほど、菅井委員からもお話がありましたけれども、今後、加齢児をどうするかということ
については、平成29年度末、平成30年3月までに施設の在り方を各施設が決めることにな
っておりまして、そのまま児童施設でいくのか、それから、成人の施設に転換をするのか、児
童と成人の施設の併設にするのか、そういう方向を3つの中からどれかを選ぶということにな

ってしまして、成人の施設に転換した場合、成人と児童の施設の併設になった場合は、現在の加齢児もそのままそこで入所できることになっております。ただ、どういう方向を選ぶかについては、今年の9月までに一定の方向を各施設で決めることになってはいますが、経過措置としてはあと6年間猶予があるという取扱いになっています。

○石崎委員 では、今の入っていただく人数が固定していれば、児童が入るのは少なくなる可能性があるということでしょうか。

○芦田障害者施策推進部長 当然、入所の段階では児童しか入れないわけですので、もし成人施設に転換をすれば、その分、今の児童の定員は下がりますので、そういう意味では、今後の障害児の入所の需要等を見極めながら、在り方については検討していかなければいけない。これは民間の施設だけではなくて、都立の施設も同じことですけれども、障害児の入所需要がどれぐらいあるかによって、児童の定員、児童のまま存続する部分をどのぐらいの定員にするかというのは今後考えていかなければいけないと思っています。

○石崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。

○今田委員 日赤乳児院の今田と申します。

単純な話として、先ほどお話に出てまいりましたけれども、待機している方が600人を超えていて、年々の実績が10人といった場合に、何も今の需要等々を考えるまでもないと思うのが私の考えです。60年かかるわけですから、今でもこれを不十分過ぎる対応だというふうに考えていますが、もし石崎委員のおっしゃるように、児童の入所がもし制限される、不利になってくるとすると、ちょっと納得できないという感じが率直なところですのでございますが、いかがでございましょうか。

○芦田障害者施策推進部長 今申し上げたのは、旧知的障害児の施設の在り方の話でして、重症心身障害児はまた別の話になります。重症心身障害児施設については、先ほどの資料にもありましたように、児者一貫ということでもありますので、このままの状態ですと存続できるということになっております。

現在、都内の重症心身障害児施設の入所定員、約1,300人なのですが、確かに今、待機児童が600人ほどいらっしゃいます。ただ、重症心身障害児全体では、都内で約4,300人、ですから、そのうち1,300人が入所、3,000人が在宅ということになっておりますので、まずは全体の7割を占める在宅の部分をどうやってシェアしていくかというのが非常に大きな課題だと思っています。

東京都では、独自に未就学児に対する訪問事業を実施したり、あるいは通所施設やショートステイの増設などをやって、在宅での生活を支えていくということを重点的に考えているわけでございます。

入所施設につきましては、勿論、今後、新たな施設体系における位置づけとかを考えながら在り方を検討していかなければいけないわけですが、当面、なかなか新規の重症心身障害児施設をつくるというのは非常に時間もかかる話ですので、まずは在宅のところをしっかりと支援していくということを重点的に行って、入所施設については、当面、老朽施設の改築等のときに受け入れ定員の増などを考えていきたいと思っています。

それから、入所待機者600人ということですが、その7割ぐらいの方は自宅で待機しておられて、残りの方は病院等で待機しておられるという状況です。その600人の中で日常的に

医療的ケアが必要な方が4割ぐらいなのですが、その中で自宅にいて、なおかつ介護力に問題があるというか、介護力が弱い家庭というのは600人の中の1割ぐらいですので、早急に重心の入所施設を必要とするのは、600人の待機者の中で大体1割ぐらいだと思っていますので、そういった方を早く受け入れるような方向で考えていきたいと思っております。将来に備えて申し込んでいらっしゃる方もかなりいらっしゃるということでございます。

○網野委員長 今、御説明ありましたが、よろしいでしょうか。

○今田委員 確かに納得できる部分はあるのですけれども、とはいいいましても、現実に1割だとしても大変な数でございますし、その中に医療機関に入っている子供たちは、あるいは福祉施設に入っている子供たちは、どうもすき間から漏れているのではないかという気がいたします。在宅も確かに問題なのは十分承知しているのですが、医療機関にもそういう子供たちはたくさんおりますし、そういう実態をきっちり把握するところから恐らく施策が始まるのではないかと思うのですが、そういう把握はできているのでございましょうか。

○芦田障害者施策推進部長 入所待機者の方については、それぞれの家庭の実態を、今回、18歳以上の実施機関が区市町村に移管になりましたので、機会をとらえて待機者の状況等についてはもう一回調べ直しているところです。

在宅の3,000人の方についても、訪問事業を利用されている方、通所事業を利用されている方、それから、就学時は特別支援学校に通っておられますので、そういったところからいろいろな情報を把握しているところでございます。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋委員 現在、児童養護施設には障害をもった子どもたちが全国的には二十数パーセント入所しており、東京はさらに多いはずです。最近では知的、身体的障害に加えて、服薬を日常的にしている子どもが増えています。なかには、二十種類の薬を毎日服薬しているケースもあります。医師や看護師の配置が日常的にない児童養護施設を承知で措置されるわけですから、重篤化は当然のことです。ただいまのお話のように障害児施設の定員がありながら、その中に成人の入所者が増えていくことは、本来、入所を必要とする子どもたちがその措置をうけられないことになっていて、結果的には適切な支援を受けられないままに時間が過ぎてしまっている。こうした政策で良いのか、また児童相談所は施設措置を協議するなかで、ひとりひとりのパーマネンシープログラムをどう考え立案し、それを進めていくのか、とても心配します。子どもたちの人生をもっと真剣に考え、自立支援をするべきであろうと思うのですが…。

○桃原少子社会対策部長 少子社会対策部長でございます。

今、高橋先生からお話が合ったところについては、確かに児童相談所の方でさまざまな施設の方に措置をしている子供の中で、知的な問題、もしくは発達障害的な問題を抱えているお子さんがかなり数的にも多いということもありますし、質的な中でもこの間、施設の中でもいろいろ問題が生じているということについては私どももよく承知しておりますし、児童相談所といたしましても、措置したお子さんが最も適切な措置の内容になっているかどうかについては、正直申し上げますと、ある種、児童養護施設もそれなりの定員がかなり埋まっているということもございまして、現場の中でそのときにできる個別の中で、用いたこまの中で最適なものを選ぶという努力を現場としてはしているわけですが、専門部会の中でも、今般の保護すべき児童の状況の変化、それを踏まえて社会的養護の、障害児施設も含めてという意味です

けれども、全体としてその行き先、もしくはその中で行われていたケアが現状どのような形になっていったか、いかなる問題が個々別々あるかについて、専門部会の中でまた、我々の方でもデータを整理しようと思っておりますので、夏までの間にはどこまでできるかわかりませんが、専門部会の中でその点について社会養護全体という中での御議論を今後していただきたいと所管部としては考えているところでございますので、是非施設の皆様方からもいろいろな御意見を寄せていただきたいと思いますと思っております。

- 芦田障害者施策推進部長 少し補足させていただきますと、知的障害児施設の場合、今、基本的に契約制度になっているわけですが、実際に18歳未満の児童に限って言えば、措置で入っている子供が全体の半数を占めています。それだけ養護性の高い子供が入っているという現状があります。

また、児童養護施設や児童自立支援施設からの措置変更で入ってくる子供が、今、定員の1割ぐらゐを占めていて、かなり児童養護施設等と共通した課題があるということで、その辺り、今後の在り方としてどうしていくのかというのは、少子社会対策部長からありましたが、社会的養護全体をどうするかという中で検討していかなければいけない課題だろうと考えております。

- 網野委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

- 柏女委員 1点だけ、これは要望なのですが、今、幾つかお話がありましたように、社会的養護の分野でも障害児関係施設と、いわゆる狭義の社会的養護関係施設がかなりボーダーレス化してきているということが1つあります。

もう一つが保育の分野と、障害児通所支援、この分野もかなりボーダーレス化してきている。特に今回の児童福祉法の改正で24年4月からの障害児関係の支援では、言わば地域生活支援ということで、障害を持った子供たちが地域で暮らせるように、そして障害児通所支援施設は、そこへ通所するだけでなく、そこから出張っていったわけですので、それを考えると、審議会で今、障害児と社会的養護の一緒に入った専門部会を継続してほしいという一致した意見があるということをお知らせしましたが、それと同時に、保育や子育て支援関係でも、やはり障害を持った子供たちの支援に携わる方、あるいは障害を持った子供たちを育てていらっしゃる当事者の団体の方々、そうした方々にお入りいただいて、一緒に議論をしていく時期になるのではないかと考えております。

特にこれから、今、国会で議論されていてどうなるかわかりませんが、子ども・子育て新システムの仕組みが議論されていこうになりますと、子ども・子育て会議というものがつくられていきますけれども、そこから障害を持った子供たちを排除しない、そんな子ども・子育て会議に東京都はつくってほしい。国はなかなかやってくれないのですけれども、東京都でやってくれましたので、是非それは先鞭をつけていただければと思います。これは要望をお願いさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 網野委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

- 高塚委員 ちょっと御質問したいのですが、ここで審議して検討するものというのは、あくまで厚労省の基準に即した通所なり宿泊なりの施設をどうするかということで考えると

いうことでしょうか。

というのは、なぜそういう御質問をするかということ、例えば、私の大学の中には心理臨床センターというのがあって、いわゆる問題を抱えたお子さんたちの相談を受ける中で、今最も増えているのが、いわゆる発達障害、自閉症とかそういうお子さんたちなのです。そういう人たちが通ってきて、何とか社会適応のためのいろいろな訓練をしたり何かするわけですが、正直言うと、そういう人たちを国なり東京都がどれだけサポートしているかということ、今の時点では何のサポートもないわけです。独自にセンターでやっている。年間で延べにすると4,000ぐらい相談があって、その中の継続的な対応をしている発達障害の子供たちがかなりいる、そういう実情があるわけです。

それから、せんだって発達障害の子を結果的に死なせてしまったという事件も発生していますね。あれは自宅で、結局、私たちが受けている相談なんかも親がものすごく悩んで苦しんで、どうしていいかわからなくなって、かろうじて私たちがその親御さんの不安を解消するような支え方をしているわけだけでも、こういう人たちまで含めて、本当に行政が障害を持っている子供たちに対応するというのならば、恐らく公的あるいは明確な福祉機関にはかかわっていない障害児というのは結構いると思うのです。それをどこかで把握していただいて、少なくともそういう子供たちに公的機関としては何ができるかというものを一度は検討していただきたいという気持ちがあるのですけれども、どうでしょうか。

- 芦田障害者施策推進部長 今回審議をお願いしているのは、あくまで障害児の施設の設備及び運営基準について、国の基準省令に基づいて都が条例化するということについて今日は御議論をいただいているわけなのですが、今、発達障害の話が出ましたけれども、発達障害についても発達障害者支援法ができて以来、非常に大きな課題であるというのは我々も考えておりまして、東京都では、都が直接発達障害の支援センターを1か所、世田谷区にトスカというところを設けていますし、今、各区市町村に乳幼児期からの支援を行う発達障害の支援センターを設置していただくように、都が区市町村に補助をするような仕組みになっています。ただ、やはり成人期の発達障害の支援というのはまだまだ新しい課題で、東京都の発達障害支援センターでも、就労支援なども含めて対応していますが、成人期の発達支援については、やはりまだまだこれから進めていかなければいけない課題だと思っています。

それから、障害児については、今、東京都では愛の手帳という手帳制度があって、都内で7万人ぐらいの方が手帳を持っておられるのですが、そういうふうに手帳を所持できれば、医療費助成とか手当とか、あるいはいろいろな障害者サービスにつながっているという現状でございます。

- 網野委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

いろいろ御意見いただきましたが、資料4-1の3ページの(6)、専門部会で議論した中で、特に出てきました意見、審議結果についてまとめた部分がありまして、先ほど御説明いただきました。今日のこの場での議論は、その中の③、④にいろいろと関連する議論が多かったかと思います。特にこれからは障害児通所支援という点でいいますと、施設とともに居宅とか通所サービスの体系が市区町村のウェイトが非常に高くなってきますので、今いろいろ御意見いただいた部分は、児童相談所とか東京都というだけではなく、そことの関連の中で進めなくてはいけないものも多く出てくるかと思っています。

更に、社会的養護という関係、あるいは保育という関係での非常に関連する部分があるかと思しますので、特にこの専門部会がそのまま引き継がれるかどうかはともかくとして、是非審議会の中で重要なことについては今後継続して検討していきたいというのが多くの委員の先生方のお気持ちかと思います。

それでは、全体的にいろいろ審議していただき、特に今後の方向について御意見をいただきました。改めてお伺いしたいと思いますが、この専門部会の御報告を受けまして、特に本日の議事の大事な部分は、条例化するに当たってこの案でよろしいかどうかということで了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も迫ってまいりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

それでは、最後に事務局から今後の日程などについて御説明いただければと思います。

○高際計画課長 障害児施設等の設備及び運営基準の案につきましては、御了承いただきまして、まことにありがとうございました。今後は、平成25年4月1日で東京都の条例規則を施行できますよう立案作業を進めまして、都議会へ条例案を提出させていただく予定にさせていただきます。

それから、先ほど中間報告させていただきました虐待対応の強化について御検討いただいております専門部会につきましては、この夏を目途に御提言を頂戴できればということで御検討を進めていただいております。

また、今後、部会長とも御相談をさせていただきまして、御提言の素案をおまとめいただいた段階で、一度、本日御出席の委員の皆様からの御意見をいただける場を設けられればと思っております。

最後に、次回の本委員会の開催日程でございますけれども、こちらは迫って日程調整をさせていただきますまして、御案内をさせていただきます。

以上でございます。

○網野委員長 それでは、第4回の本委員会をこれで終了させていただきます。遅い時間まで御協力いただきまして、ありがとうございました。